コンプライアンス報告管理 要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2010. 06. 21
2. 0	センター長の設置に伴う変更	2010. 07. 22
3.0	第8条、第9条削除	2012. 01. 01
4. 0	センター長の不在に伴う変更	
5. 0	レベル判定の区分内容を追加(第5条)	
5. 1	判定基準を追加(第7条)	
5. 2	表現の見直し(レベル⇒区分)(第5条)	

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	報告者	
第	3条	報告内容	
第	4条	管理分類	
第	5条	区分判定	
第	6条	報告書の提出先	2
第	7条	判定基準	
第	8条	事務局作業	
第	9条	懲戒委員会への引継	
第1	0条	作業関係図および報告書等の様式	

コンプライアンス報告管理要領

規程番号 0201-0000-01-要 制 定 日 2010年 6月21日 改 正 日 2020年 7月15日

(目的)

第 1条 この要領は、コンプライアンス報告の手順について定める。

(報告者)

第 2条 コンプライアンス報告は、違反対象者により次の者が報告者となり行う。該当の報告者が不在の場合は、代理報告者が行う。

違反対象者	報告者	代理報告者
役員	センター長	総務部長
センター長	総務部長	総務部副部長
部長	副部長	総務部副部長
副部長	部長	総務部長
社員・雇員・再雇用者	副部長	総務部副部長
外注者・派遣者	副部長	総務部副部長

(報告内容)

- 第 3条 報告者は、違反対象者に障害発生原因の自己分析書を提出させるとともに、関係者に 必要な事項を聞き取った上で、コンプライアンス報告書を作成し、これにより報告する。
 - 2 報告者は、コンプライアンス報告書、障害発生原因の自己分析書および障害報告書、 事故報告書等の添付資料により、違反者、違反行為、発生原因、影響範囲、措置・対策 等を明らかにしなければならない。

(管理分類)

第 4条 コンプライアンス報告は、次のとおり分類する。

管理分類	内容例
1. 法令違反	刑法、道路交通法等法令違反
2. 社内規則・基準違反	社内規則・規程・細則・基準違反
3. 社内要領違反	社内要領等の作業手順違反
4. その他違反	社内通達、マナー等違反
5. システム・業務障害	設計誤り、処理誤り
6. 顧客トラブル	請求誤り、送付誤り
7. セキュリティ管理違反	手順漏れ
8. その他リスク管理違反	

(区分判定)

第 5条 コンプライアンス報告は次のとおり判定する。

区分	内 容	
A	法律、社内規程等に対する明らかな違反事項。	
В	JA・関係団体・顧客に影響を与えた事項(軽微なものを除く)。	
С	信用の失墜や金銭的損失を伴う重大な事務ミスおよびその他コンプライア	
	ンス責任者が重要と判断した事項。	

(報告書の提出先)

第 6条 コンプライアンス報告書は、センター長またはコンプライアンス責任者がコンプライアンス委員会事務局に提出する。

(判定基準)

第 7条 コンプライアンス報告書の内容は別紙「判定基準表」に基づき、取締役会およびコンプライアンス委員会への報告を判断する。

(事務局作業)

- 第 8条 コンプライアンス委員会事務局の責任者は、コンプライアンス報告書の内容が前条の 判定基準において取締役会およびコンプライアンス委員会への報告と判断された場合、 コンプライアンス委員会を即時開催するか、定期開催時に付議するかをコンプライアン ス委員会委員長に確認し、事務局に指示する。
 - 2 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス報告一覧表を作成し、コンプライアンス報告書等とともに、コンプライアンス委員会に提出する。

(懲戒委員会への引継)

第 9条 コンプライアンス委員会で懲戒委員会への付議を決定した場合は、懲戒委員会へ作業 を引き継ぐ。

(作業関係図および報告書等の様式)

第10条 作業関係図および報告書等の様式は、別に定める。

別紙「判定基準表」

<重大性基準>

以下の重大性基準に該当する場合は重大な違反行為と判断する。

2 · 1 · 2 · 1 · 2 · 1 · 2 · 1 · 2 · 3 · 1 · 1 · 2 · 3 · 3 · 1 · 1 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3		
1	会社に10万円以上の金銭的損失を与えたとき	
2	顧客情報を漏えいさせた、またはそのおそれがあるとき	
3	会社の信用を著しく失墜させた、またはそのおそれがあるとき	
4	職制規程上の越権行為であるとき	
5	その他上記と同程度以上の会社内外に対する影響等があると認められるとき	

<報告判定基準>

〈報告	計判定基準>		
	管理区分	取締役会への報告判定基準	コンプライアンス委員会への報告判定基準
	官垤区刀	以下のいずれかに該当する <u>重大な違反行為</u> については取締役会へ 報告する。(コンプライアンス違反と判断)	以下のいずれかに該当する軽微な事象についてはコンプライアンス委員会へは報告しない。
1	法令違反(刑法、道路交通法等法令違反)	◆刑法 刑法に規定された罪を犯したとき <例> ・人の生命、身体、自由、名誉等に関する罪(殺人、強盗、放火、強姦、暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合、わいせつ、逮捕監禁、住居侵入) ・財産に関する罪(窃盗、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪、占有離脱物横領、器物損壊)・公共の秩序や安全、国家の存立や作用に関する罪(偽造、汚職、あっせん利得、公務執行妨害) ◆道路交通法 「おかれ、(なぎなのなり、なぎなの思りがよ)、なびはなりない。	◆刑法…なし ◆道路交通法 道路交通法に違反したが、行政処分(免許の停止・免許の取り消し)を受けなかったとき <例> ・速度超過(「25 以上 30 (高速 40) 未満」以下の場合) ・信号無視 ・追越し違反 ・踏切不停止等 ・携帯電話使用等 ・座席ベルト装着義務違反 ・指定場所一時不停止等
2	社内規則・基準違反	行政処分(免許の停止・免許の取り消し)を受けたとき ※違反点数が合算(6点以上)され、行政処分を受けた場合を含む ・社内規則・規程・細則・基準が定められていることを知	・駐停車違反・免許証不携帯 など・社内規則・規程・細則・基準に基づき作業を行ったが、
	(社内規則・規程・細則・基準違反)	っていながら、規程どおりに作業を実施しなかったとき・重大性基準に該当したとき	解釈の誤りにより、障害が発生したとき ・会社や従業員に大きな損失を与えなかったとき ・重大性基準に該当しなかったとき
3	社内要領違反 (社内要 領等の作業手順違反)	・社内要領が定められていることを知っていながら、要領 どおりに作業を実施しなかったとき・作業の手順を省くなど社内要領の手順どおりに作業を行 わなかったとき・重大性基準に該当したとき	・社内要領の手順どおりに作業を行ったにもかかわらず、 障害が発生したとき ・会社や従業員に大きな損失を与えなかったとき ・重大性基準に該当しなかったとき
4	その他違反(社内通達、マナー等違反)	◆社内通達 社内通達がされていることを知っていながら、通達どおり に作業を実施しなかったとき ◆マナー等違反 社会人として常識に欠ける行為をし、会社、従業員、JA・ 関係団体・顧客に大きな損失を与えたとき	◆社内通達 社内通達どおりに作業を行ったにもかかわらず、障害が発生したとき ◆マナー等違反 社会人として常識に欠ける行為をしたが、会社、従業員、 JA・関係団体・顧客に大きな損失を与えなかったとき
		◆共通 重大性基準に該当したとき	◆共通 重大性基準に該当しなかったとき
5	システム・業務障害 (設計誤り、処理誤り)	・正しい設計や処理の方法を知っていながら、方法どおりに作業を実施しなかったとき・重大性基準に該当したとき	・正しいと思った設計や処理を行ったにもかかわらず、障害が発生したとき・会社やJA・関係団体・顧客に大きな損失を与えなかったとき・重大性基準に該当しなかったとき
	顧客トラブル (請求誤り、送付誤り)	・手順が定められていることを知っていながら、手順どおりに作業を実施しなかったとき・作業の手順を省くなど手順どおりに作業を行わなかったとき・重大性基準に該当したとき	・手順どおりに作業を行ったにもかかわらず、不具合が発生したとき ・会社やJA・関係団体・顧客に大きな損失を与えなかったとき ・重大性基準に該当しなかったとき
	セキュリティ管理違反 (手順漏れ)	・手順が定められていることを知っていながら、手順どおりに作業を実施しなかったとき・作業の手順を省くなど手順どおりに作業を行わなかったとき・重大性基準に該当したとき	・手順どおりに作業を行ったにもかかわらず、違反が発生 したとき ・会社、従業員、JA・関係団体・顧客に大きな損失を与 えなかったとき ・重大性基準に該当しなかったとき
8	その他リスク管理違反	・リスクの認識、予防、発生時の対応、収束、再発防止について評価・管理を怠り、会社全体の経営、各部門の事業運営に重大な影響を及ぼしたとき ・重大性基準に該当したとき	